

別紙 1

登録有形文化財日清講和記念館保存活用計画策定業務 仕様書

1 業務名 登録有形文化財日清講和記念館保存活用計画策定業務

2 日清講和記念館の概要

- (1) 名称：日清講和記念館
- (2) 所在地：山口県下関市阿弥陀寺町5番4号他
- (3) 指定種別及び指定年月日：登録有形文化財（建造物）（平成23年1月26日指定）
- (4) 建造物の種別及び構造等：RC造

延べ床面積 190.66 m²

階数 平屋建て一部地下一階建

建築物の竣工年 昭和12年

- (5) 土地（敷地）：山口県下関市阿弥陀寺町5番4号、5番14号、5番29号
面積 458.42 m² （史跡：赤間遺跡内）

3 目的

登録有形文化財である日清講和記念館の適切な保存と活用方法を示し、後世に伝えていくための基本的な計画である「登録有形文化財 日清講和記念館保存活用計画」を策定する。

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月25日

5 業務の内容

令和8年度、9年度の2カ年で登録有形文化財日清講和記念館保存活用計画策定業務を行う。

令和8年度の登録有形文化財日清講和記念館保存活用計画策定業務は、保存活用計画を策定するための計画立案、方針検討、文化財建造物の実態把握、保存活用計画策定のための準備資料収集作成、関係各所へのヒアリング、策定委員会の運営支援等を行う。

(1) 業務計画の立案

日清講和記念館保存活用計画策定終了までの、業務の進め方、関係協議事項、工程スケジュール等の計画の立案を行う。

- ・保存修理の実施内容、時期等についての全体スケジュール素案を作成する。

(2) 文化財建造物の実態把握

文化財の概況整理、関係各所へのヒアリング調査を行う。

- ・当該文化財の劣化状況及び保存管理における課題整理
- ・主たる構造、規模、面積、高さ、入口、公開状況、被災履歴、修理履歴等を把握し、関係する法規制について整理する

- ・関係各所へのヒアリング
 - ▶下関市観光部局等→建造物の活用を検討するにあたり、周辺エリアとの連携等に関する事項
 - ▶消防局→火災発生を想定した場合の通報から本格消火に至るまでの時間アプローチ導線、使用を想定する指定消火水利、防火訓練の実施内容把握
 - ▶山口県建築士事務所協会→耐震補強の方針に関する助言

(3) 保存活用における方針検討

保存活用計画の作成に向けて以下の方針検討を行う。

①保存管理

- ・保存修理に向けた方針を定める
- ・保護の方針として部分・部位の設定の考え方を整理する

②環境保全

- ・文化財の周辺環境の保全の方針を定める。

③防災

- ・耐震診断結果を基に、地震対策として耐震補強の方針を定める
- ・その他の災害対策の方針を定める

④活用

- ・施設の利用状況を整理し、関係組織や団体へのヒアリングを参考に、周辺施設との役割分担も踏まえて活用を行ううえで導入が必要な機能・設備等を検討する

(4) 策定委員会の運営支援

保存活用計画策定に係る策定委員会の運営支援を行う。運営支援として、委員会資料を作成するとともに、委員会に参加し、議事録の作成、検討結果のとりまとめ等を行う。委員との連絡調整、関係機関への協力依頼は委託者が行う。(策定委員会は令和8年度に1回を予定)委員会についての旅費及び謝礼については委託者が負担する。

保存活用計画の策定にあたって、必要があれば前述の委員に出稿を求めることができる。ただし、その際に発生する謝礼等については委託料に含めるものとする。

委員会資料作成・議事録作成・委員会で問題提起された課題等への解決方法検討・その他委員会の運営に必要な業務。

(5) 報告書の作成

本業務の検討内容を取りまとめた報告書を作成する。受託者は、下関市立歴史博物館、山口県文化財保護部局及び文化庁の指導を適宜仰ぎ、指摘事項について十分な対応を行うこと。

6 成果品及び納入場所

成果品は以下のとおりとし、下関市立歴史博物館に納入するものとする。

(1) 報告書

3部

- | | |
|--------------------|----|
| (2) 計画検討に関する資料のデータ | 一式 |
| (3) 委員会議事録、その他資料 | 一式 |

7 資料等の貸与

受託者は、本業務に必要な関係資料の貸与を下関市立歴史博物館に申し出ることができる。

8 打ち合わせ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、下関市立歴史博物館と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。

9 その他

- (1) しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別記1 特記仕様書（環境編簡易）のとおりとする。
- (2) 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別記2 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。
- (3) 本仕様書は、本業務に必要な事項のうち特に重要な事項を示したものであり、受託者は、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに下関市立歴史博物館と協議して補充するものとする。
- (4) 保存活用計画は「文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針」（最終変更令和5年3月、文化庁）及び「文化財建造物における保存活用計画作成の手引き」（令和8年3月、文化庁（整備活用部門・登録部門））に沿って策定すること。

10 参考

- ・令和8年度委員会予定

- 内 容：1. 日清講和記念館について（現地視察）
2. 基本方針
 3. 今後のスケジュール